

料金徴収業務委託説明書の質問・回答

平成30年2月5日質問分

【質問】

公告8「入札保証金」(1)のイについて、

- ①青森県道路公社での実績は使用できないのでしょうか。
- ②駐車場等の料金徴収業務実績等は条件にあてはまるのでしょうか。
その際の同等な規模とは何を示すのでしょうか。

【回答】

- ①当公社の料金徴収業務委託を受託中の場合は、平成27年4月1日の契約から現在までの履行が実績となりますので、入札保証金が免除されます。
- ②駐車場等の料金徴収業務委託実績も実績として認められます。
同等な規模かどうかは、契約金額で判断します。実績における契約金額が、当公社の公告に記載されている予定価格を1年あたりにならした金額の8割程度であれば、同等な規模とみなします。

【質問】

申請をする際に、過去10年間に料金徴収業務を受託した実績がある場合は実績等がわかるもの(契約書の写し等)を添付しますが、10年間受託した実績がある場合、10年分の契約書の写しを提出することになるのでしょうか。

【回答】

当公社における契約実績については、添付不要です。

他社との契約実績を記載する場合は、過去10年間のうち、最新の実績を記載してください。最新の実績が複数ある場合は、契約金額が最も大きいものを記載願います。

記載した契約については、実績が確認できるもの(契約書表紙の写し・履行結果通知書の写し等)の添付が必要です。